（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「同項第十一号の三」の下に「に規定する移動用小型車、同項第十一号の四」を加え、「車椅子」を「車」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第五条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第二十六条の六第二号の項中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に、「第百十七条の二第二項」を「第百十七条の二第二項第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（道路交通法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九十二号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年五月二十六日とする。

農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　岸田　文雄

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九十三号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（宅地造成等規制法施行令の一部改正）

第一条　宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

目次中「第三条」を「第四条」に、「宅地造成に関する工事の技術的基準（第四条―第十五条）」を「宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制（第五条―第二十六条）」に、「設計者及び届出を要する工事（第十六条―第十八条）」を「特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制（第二十七条―第三十四条）」に、「第十九条」を「第三十五条」に、「第二十条―第二十四条」を「第三十六条―第四十一条」に改める。

第一条第一項を削り、同条第二項中「崖」を「崖」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「勾配」を「勾配」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「小段等」を「小段その他の崖以外の土地」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二条中「宅地造成等規制法（」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。」に、「飛行場」を「漁港施設、飛行場」に、「及び鉄道」を「、鉄道」に、「並びに」を「その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改める。

第三条の見出しを「（宅地造成及び特定盛土等）」に改め、同条中「第二条第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第一号中「切土」を「盛土」に、「二メートル」を「一メートル」に改め、同条第二号中「盛土」を「切土」に、「一メートル」を「二メートル」に改め、同条第三号中「切土と盛土」を「盛土と切土」に、「おける盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ」を「おいて」に、「切土及び盛土」を「盛土及び切土」に、「もの」を「ときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの

第二十四条（見出しを含む。）中「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十三条中「国土交通大臣」を「主務大臣」に、「国土交通省令」を「主務省令」に、「地方整備局長又は北海道開発局長」を「地方支分部局の長」に改め、同条を第四十条とする。

第二十二条中「第十九条」を「第二十五条（法第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十四条」に改め、同条第一号中「宅地」を「土地」に改め、同条第二号中「擁壁」の下に「、崖面崩壊防止施設」を加え、同条第三号中「宅地」を「土地」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十一条中「第十四条第五項（法第十七条第三項及び第二十二条第三項」を「第二十条第五項（法第二十三条第三項及び第四十七条第三項」に改め、「含む。）」の下に「又は第三十九条第五項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「宅地」を「土地」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十条中「第七条第三項（法第二十条第三項において準用する場合を含む。）」を「第八条第三項」に改め、「（昭和二十六年法律第二百十九号）」を削り、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（緊急時の指示）

第三十七条　法第五十一条の政令で定める事務は、法第十条第一項、第二項及び第四項、第二十二条第二項、第二十六条第一項、第二項及び第四項並びに第四十一条第二項の規定により都道府県知事が行う事務とする。